

自転車乗車用ヘルメットの購入費を一部補助 します（高校生相当の方及び65歳以上の方）

神栖市では、高校生相当の方を対象に自転車乗車用ヘルメットの着用を促進し、自転車に係る交通事故等の被害を軽減するため、自転車乗車用ヘルメットの購入費の一部を補助します。

○申請期間：令和7年5月1日（木）から令和8年3月31日（火）まで
※土日祝日を除く

○補助対象者：神栖市内に住民登録している高校生相当の方
（平成19年4月2日から平成22年4月1日までに生まれた方）
市内に住民登録している65歳以上の方



○補助率：購入に要した費用の2分の1・上限2千円（対象者1人につき1個まで）
※ポイント・クーポン・送料等を差し引いた額が補助対象となります

○ヘルメット（1）令和7年4月1日から令和8年3月31日までに購入したもの
（2）安全基準に適合した新品（未使用）のもの
※安全認証（SG・JCF・CE・GS・CPSC）のいずれかがあるもの

<安全基準>

SGマーク（一般財団法人製品安全協会の安全認証）



JCFマーク（公益財団法人日本自転車競技連盟の安全認証）



CEマーク（欧州連合の欧州委員会の安全認証）



GSマーク（ドイツ製品安全法の安全認証）



CPSCマーク（米国消費者製品安全委員会の安全認証）



（3）転売等の目的でなく対象者本人が着用するもの

○購入先：自転車乗車用ヘルメット販売店及びインターネット販売店

○申請者：保護者等（18歳以上の方は生徒本人可）
※補助金の振込口座は申請者と同じにしてください。



○必要書類（1）補助金交付申請書兼請求書（防災安全課窓口又は市h pからも入手可能）
（2）販売店等が発行した領収書又はレシートの写し
（3）安全基準を証明する書類の写し
（販売店の証明書又は取扱説明書又は現物の写真など）

○申請窓口：神栖市役所本庁3階 防災安全課又は、波崎総合支所 市民生活課
【問合せ先 神栖市 防災安全課 電話0299-90-1131】